

第 64 号

平成31年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,627,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 57,631,321
	1 負 担 金	57,631,321
2 国庫支出金		60,897,813
	1 国庫負担金	39,740,633
	2 国庫補助金	21,157,180
3 財産収入		14,329
	1 財産運用収入	14,329
4 繰入金		13,060,578
	1 一般会計繰入金	12,467,790
	2 基金繰入金	592,788
5 諸収入		62,023,630
	1 雑 入	62,023,630
歳 入 合 計		193,627,671

歲 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 193,611,226
	1 社 会 福 祉 費	193,611,226
2 衛 生 費		16,445
	1 公 衆 衛 生 費	16,445
歲 出 合 計		193,627,671

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成32年度	千円 48